

議案第58号

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月4日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、特定事業所内保育施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第32条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第56条の2を第56条の3とし、第56条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等に規定する条例で定める割合)

第56条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、
3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1
とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1
とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項
を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1
とする。

12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2
とする。

(調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成29年調布市
条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中調布市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定の次に次のよう
に加える。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中調布市税賦課徴収条例第32条の改正規定及び同条例附則第5条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の調布市税賦課徴収条例第56条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。